

(別記)
様式

表 面

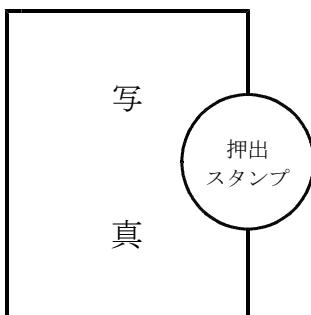
第 号

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害
賠償資金の補助等に関する法律第13条第2項の規定による

立 入 檢 査 証

職名及び氏名

年 月 日生
年 月 日交付



文部科学大臣

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

裏 面

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害
賠償資金の補助等に関する法律（抄）

第13条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第15条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処する。